

第 158 回江東区都市計画審議会議事録

(開催日 : 令和 7 年 11 月 5 日 (水))

作成担当 : 都市整備部 都市計画課

開催日時	令和7年11月5日(水)午後2時00分 (午後2時48分)
開催場所	江東区役所3階 区議会全員協議会室
議題	(諮問事項) 1 東京都市計画道路の変更について 2 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について
会議進行の概要	1 開会 2 欠席者及び定足数確認の報告 3 傍聴者の報告 4 諮問事項(説明・審議・採決) 5 その他 6 閉会
出席者 (敬称略・順不同)	【委員】苦瀬 博仁、篠崎 道彦、島田 正文、花野 信子、市古 太郎、中嶋 雅樹、(川北 直人)矢次 浩二、小嶋 和芳、徳永 雅博、二瓶 文隆、西部 ただし、まにわ 尚之、(新妻 敦司)、高橋 典之、和田 真治、眞貝 裕利子、(渡辺 哲三)、竹口 友章、白石 秀樹、三輪 さおり、奥山 潤、高橋 凌士 【幹事】綾部副区長、都市整備部長、まちづくり調整担当部長、都市計画課長、都市交通計画担当課長、まちづくり推進課長、地下鉄8号線沿線まちづくり担当課長、再開発担当課長、住宅課長、建築課長、建築調整課長、安全都市づくり課長、港湾臨海部対策担当課長、環境保全課長、清掃リサイクル課長、管理課長、道路課長、河川公園課長、施設保全課長、地域交通課長()は欠席
傍聴人	1名
配布資料	資料1 東京都市計画道路の変更(補103号線・放32号について) 資料2 第51条ただし書の規定に基づく許可について 参考1 計画書 参考2 計画図 参考3 第51条ただし書の規定に基づく許可について
審議経過	諮問事項1、2は全員賛成により、妥当とされた。

午後 2 時 00 分 開会

◎開会の宣告

○会長 定刻になりましたので、これより第 158 回江東区都市計画審議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、本審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

◎欠席者及び定足数確認の報告

○会長 それでは、まず、本日の欠席者及び定足数の確認について、事務局よりご報告をお願いいたします。

○事務局 事務局でございます。

欠席者定足数確認の前に、本日の資料につきましては、郵送でお届けしております。ご持参をお願いしておりますが、不足等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○事務局 ありがとうございます。

それでは、欠席者定足数の確認でございます。本日、新妻委員、渡辺委員、川北委員の 3 名から欠席の届出がありました。また、竹口委員の 1 名から遅参の届出がありました。

これにより、本日は委員の 2 分の 1 以上の出席が認められることから、本審議会は定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

○会長 ありがとうございました。

◎傍聴者の報告

○会長 次に本日の傍聴者について、事務局よりご報告をお願いいたします。

○事務局 本日の傍聴についてでございますが、傍聴申込みの方はいらっしゃいませんでした。

以上です。

○会長 ありがとうございました。

◎諮問

○会長 次に本日の諮問についてでございます。本審議会に対し、江東区長より諮問がなされておりますので、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局 都市計画法第 77 条の 2 第 1 項の規定により、下記の件について諮問する。

令和7年11月5日 江東区長 大久保朋果。

1. 東京都市計画道路の変更について
2. 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について
以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

◎諮問事項1 「東京都市計画道路の変更について」

○会長 それでは、これより諮問事項の審議に入りたいと思います。

諮問事項1、東京都市計画道路の変更についてを事務局よりご説明をお願いいたします。

どうぞ、お願いします。

○事務局（都市計画課長） それでは、資料1をご覧ください。

まず1の経緯でございますが、東京都は、都市計画道路の整備を計画的、効率的に進めるため、「東京における都市計画道路の整備方針」を平成28年3月に第四次を策定し、事業の推進に努めてまいりました。

本整備方針において、補助線街路第103号線につきましては、一部の区間が「計画内容再検討路線」に位置づけられ、検討の結果、周辺のまちづくりや交通動向を踏まえ、現道のままで大きな問題がないとされたことから、第103号線の計画を変更し、関連する路線である放射第32号につきましても、計画の変更及び車線数の決定をすることとなりました。

東京都より、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、東京都より意見照会がなされたため、本審議会に付議し、意見を回答するものでございます。

次に2の都市計画の変更（案）をご覧ください。

まず、（1）街路第103号線、これは浅草通りになりますけれども、浅草通りにつきましては、1ページ目の下段、図のAをご覧ください。

一部幅員の変更としまして、計画の33メーターから現道幅員の16メーターとし、交差構造の変更として計画されていた立体交差を廃止といたします。

江東区内における変更としましては、亀戸三丁目地内において、一部区域の変更を行い、図Bを見ていただきますと、点線のラインに計画されていた隅切りにおいて、現状で必要な隅切り長さを満たしていることから、整備を取りやめ、現道合せの計画変更を行うものでございます。

次に、（2）放射32号線、これ四ツ目通りになります。

2ページ目の図Cをご覧ください。

現在、第32号線につきましては、両区にまたがる区間において車線数が定められておりませんが、今回墨田区側における京成橋付近の道路線形を改良する一部区域の変更に合わせまして、車線数の決定を行います。江東区内では現在の車線数である4車線、一部2車線に決定いたします。

詳細につきましては、参考1及び2をご覧ください。

次に3のこれまでの経緯についてですが、8月に都市計画の素案の説明会が墨田区において行われました。その後、10月に都市計画案の縦覧と防災・まちづくり対策特別委員会にてご報告を行ってございます。

最後に今後の予定でございますが、12月に都の都市計画審議会が予定されており、都としては令和7年度の都市計画の決定を目途に都市計画の変更手続を進める見込みでございます。

説明は以上でございます。

○会長 それでは、これから質疑に移りたいと思います。

本日の質疑等につきましては、お一人に1本ずつ机上にマイクをご用意してありますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら挙手をお願いいたします。

●●委員、どうぞ。

○●●委員 お願いいいたします。

二、三お聞きしたいと思いますが、この計画内容の再検討線でありますけれども、この103号線の件では墨田区側ということではありますけれども、地域の現状、あるいは交通量等を勘案してという説明がありましたが、実際にはどのような検討がされるのかという点と我が区、江東区内においてもこういった計画内容再検討路線というものは、存在するのかどうかということ。

この二点について、まず伺いたいと思います。

○会長 都市計画課長、どうぞ。

○事務局（都市計画課長） まず計画内容再検討路線につきましては、第四次の整備方針において、特別な事由により検討する必要がある路線と位置づけられてございます。今回の該当区間につきましては、この周辺におきまして、東京スカイツリーの開業以降も交通量が減少傾向であるということ、それとまちづくりの観点から近接する北十間川の護岸改修がございまして、それに伴って河川沿いの遊歩道が設置されたということなど、周辺のまちづくりの状況が変わったということを踏ま

えた結果、現道合わせとするという決定にいたったと聞いてございます。

このほか江東区内には、第四次の整備方針での再検討路線というのはございません。

以上です。

○会長 いかがですか。

はい、どうぞ。

○●●委員 ごめんなさい。もう一点、隅切りについても併せて伺っておきたいと思いますけれども、隅切りもいろいろ未整備というところが見受けられると思うんですけども、今後も同様なものがあるのかどうか、伺いたいと思います。

○会長 都市計画課長。

○事務局（都市計画課長） 隅切りにつきましては、区内には道路の本線は整備されているものの、隅切りの部分につきましては未整備であるものが存在しているということは認識している状況ではございます。それらにつきましては、現時点では今後の予定が決まっている状況ではございませんけれども、区としましては引き続き東京都と適宜協議していきながら、こういう部分を修正していきたいとも考えてございます。

以上です。

○会長 ●●委員、いいですか。ありがとうございました。

はい、どうぞ。

○●●委員 2点、伺います。

まず1点目が近隣説明会についてです。今回隅田川の墨田区側の都市計画道路が主な変更箇所ではございますが、江東区においても変更があるのであれば、説明会など実施する必要があったのではないかと思いますけれども、区の考え方を伺います。

2点目が都市計画道路の車線数についてです。都市計画道路の車線数を決定する必要性と、また江東区内に車線数を決定した路線があるのかどうか、以上2点伺います。

○会長 都市計画課長、どうぞ。

○事務局（都市計画課長） まず近隣説明会につきましては、江東区に関する部分におきましては、隅切りに関する地権者さんにつきましては、東京都のほうで個別説明を行っている状況でございます。また車線数においても、現状の車線数を決定することから、区民への大きな影響も特にないということで、江東区としては住民説明会を行わないこととさせていただきました。

2点目につきましては、車線数の決定につきましてでございますけれども、平成10年の都市計画法の施行令の改定に伴いまして、都市計画に定める事項の道路について車線の数が記載されてございました。ただし、現在の都市計画法におきましては、努力義務となっているという状況でございます。東京都としましては、関連する都市計画の変更に合わせて、車線数の決定を行っていくという予定で聞いてございます。

それと区内での車線数でございますけれども、調べたところ平成12年の東京湾岸環状線、それと環状2号線、高速道路の7号線、首都高速ですね、がございました。

以上でございます。

○会長　●●委員、どうぞ。

○●●委員　分かりました。区民への直接的影響が少ない場合であっても、計画変更に対する情報提供や住民理解の確保が重要であると考えます。今後とも、都とも連携を取りながら、地域住民が分かりやすい形で情報提供を受けることができる取組について検討していただきたいと要望しています。

以上です。

○会長　ありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問ございますか。

●●委員、どうぞ

○●●委員　よろしくお願いします。

何点か伺いますけども、まず先ほど交通動向を踏まえて、今検討した結果ということで、これは行わないということになったんですけども、今後の交通量の見込みは考えていらっしゃるんでしょうか。また、今回予定されているところは、車道の問題で本題とは違うかもしれないんですけども、私は江東区から自転車でスカイツリーなんかも家族と出かけたりしますけども、ちょうどこの103号というか、都道でいうと453号ですかね。この歩道がとても狭いんですね。自転車で行っても擦れ違えないぐらい。

こここの課題認識というのは、何かお持ちなのか2点伺いたいと思います。

○会長　どうぞ。

○事務局（都市計画課長）　まず交通量でございますけども、東京都から示されているものでいきますと、交通動向につきましては、平成11年からこの全国道路・街路交通情勢調査というのがございまして、平成11年からずっと令和3年に向かって減っている状況となってございます。また今後も減っていくという状

況で、混雑度が1.0未満という状況から、東京都としては今回現道合わせという状況になってございます。失礼します。455でございますか。

○会長 ●●委員、どうぞ。

○●●委員 もう一度、1点質問します。

103号のこの黄色い示されているところの車道ではなくて歩道のほうですね。本題とは違うのでお答えできなかつたらいいですけども、狭いと、擦れ違うの難しいという課題認識が江東区さんですからなかなか難しいと思います。今日は新妻深川警察署長もお休みということなので難しいと思うんですけども、何か課題認識があれば伺いたいと思います。

○会長 都市計画課長、どうぞ。

○事務局（都市計画課長） 歩道の幅員につきましては、現在、東京都と墨田区側で協議している状況の中で、特段この歩道に関しては協議には当たっていないという状況でございますので、区から特に言えるものではないというふうに思っています。

以上です。

○会長 ●●委員、どうぞ。

○●●委員 ありがとうございます。地域住民の方の声なども聞いていただきたいと思います。

もう一つ、隅切りのほうですね。今回これで基準を満たしているということなんですけども、この基準を満たす基準って何なのか、正式名称はあるのか。また隅切りは必要ないということで、この間、事故など起こっていないのか、2点伺いたいと思います。

○会長 都市計画課長、どうぞ。

○事務局（都市計画課長） この隅切りにつきましては、道路構造令というのがございまして、交差している歩道の幅員の幅、それとその交差している角度をそれによって導き出した計算式がございまして、ここでちょっと計算式まではご説明できないんですが。現在その計算をしますと、12メーターの隅切りで計算上なりまして、もともとの現状も12メーターということで、構造令上も問題ないという状況で今回現道合せという状況でございます。

○会長 地域交通課長、どうぞ。

○事務局（地域交通課長） 今回の亀戸三丁目にある隅切りのところでの事故というところにつきましては、本区における地域交通の部署においては把握して、そういう大きな事故というのは聞いていないところになります。

以上です。

○会長 ●●委員、どうぞ。

○●●委員 ご答弁ありがとうございます。特段、この計画道路の変更については反対するものではありません。

以上です。

○会長 ありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

●●委員。

○●●委員 1点だけお聞きしたいんですけども、33メーターで計画があったのが今回16メーター、現状の計画路線でこれは元に戻した形なんですけどもね。その手前が22メーターラインですよね、ずっと。実は私も家近いものですから、毎日通るんだけども。何ゆえに今回、実は後ろの道路は狭いものですから、いつも狭いなと思っていたわけですよ。それは拡幅されるといいなと思っていたのに、なぜ現状のままでいいという判断になったのか。もう一回、僕、22メーターをそのまま真っすぐ伸ばすのが本当は一番きれいなんですね。なぜそれが小さくなってもオーケーになったのかというか、もう一度ちょっとその理由を教えてもらえますか。

○会長 都市計画課長、どうぞ。

○事務局（都市計画課長） ご質問ありがとうございます。先ほどもご説明しましたが、平成28年の整備方針の中で検討路線ということで定められまして、その後、数年かけて東京都のほうで調査、それと墨田区と協議していきながら、今回東京都のスカイツリーの開業以降も交通量が減っていく状況、それとまちづくりの観点で、北十間川、今回のこの黄色い部分の北側に北十間川があります。その護岸の改修をしながら川沿いの遊歩道が設置されて、この周辺のまちづくりの状況が変わってきたということを踏まえながら、交通量の減少、それとまちづくりの状況を鑑みて、東京都のほうでは現道のままということで決定したと聞いてございます。

以上です。

○会長 ●●委員、どうぞ。

○●●委員 交通量の現状調査というのは、いつの時点の調査ですか。

○会長 都市計画課長、どうぞ。

○事務局（都市計画課長） 東京都からいただいているものでいきますと、先ほどご説明したと思いますけど、全国道路・街路交通情勢調査というのがございまし

て、それが平成11年から令和3年まで検討して確認していきますと、下がっていくという状況でございまして、ちょうど東京スカイツリーの開業が平成24年ということで、そこからさらに交通量が減っているという状況から、混雑度も1.0未満ということも踏まえて、今回決定したという状況でございます。

以上です。

○会長 ●●委員、どうぞ。

○●●委員 すみません、何回も説明していただきましてね。

どうもせっかく拡幅できる可能性としてあったのが、縮まることについては珍しいケースなのでね、しっかりと把握しておきたいなと思ったんですけども、あんまりないですよね。あんまりないケースだと思うんですけど、むしろあの話は変わりますけども、明治通りなんかずっと都市計画道路拡幅で建築線がね、セットバックされてなかなか建てないんですよ。あれどうするんですかという矛盾もあるわけですね。そういうことも含めると、心配なところがありますけども、了解しましたということで。

○会長 ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○会長 それでは、ご意見、ご質問も出尽くしたようでございますので、委員の皆様方にお諮りをしたいと思います。

本案につきましては、妥当である旨を答申したいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございました。

ご異議がございませんので、全員賛成と認めます。

よって本案は、妥当であると致しまして、その旨答申することいたします。なお、区長宛の答申文案につきましては、本職にご一任いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

◎ 質問事項2 「建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について」

○会長 では、次に質問事項の2、建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可についてを審議したいと思います。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(都市計画課長) それでは、資料2をご覧ください。

建築基準法第51条につきましては、産業廃棄物処理施設等の用途に供する建築

物を新築、または増築する場合は、次のどちらかであるものとされてございます。

一つは敷地の位置を都市計画決定しているものであるか、もしくは建築基準法ただし書きとして、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可したものであるかでございます。

本件は後者のただし書き規定に基づいて、産業廃棄物処理施設を操業する事業者より東京都に対し、産業廃棄物処理施設の処理能力を増やす計画の許可申請が提出されました。これを受け、東京都の都市計画審議会に付議するに当たり、本区に対して意見照会がなされたため、本審議会に付議し、意見を回答するものでございます。

次に2の申請者については、株式会社春江でございます。

次に3、施設の概要です。あわせて、参考3の1ページと2ページも一緒にご覧ください。施設の名称はエコアースで、許可申請がされた施設の種類は産業廃棄物処理施設になります。敷地は新木場四丁目3番10号で、用途地域は工業専用地域になります。

計画では既存の洗車場と倉庫がございまして、今回、廃プラスチック、それと木くず類の破碎を行うための施設を新設するもので、事業拡大に係る設備増設を計画しているものでございます。

参考3の3ページをご覧ください。

施設の配置図になります。敷地北側には既存の洗車場が、北東側には既存の倉庫がございます。今回新設される破碎施設は、敷地の南側の赤い線で囲われている箇所になってございます。敷地面積はおよそ3,200平米。新設する破碎施設の建物も含めて全体で延べ面積が約1,800平米になります。

参考3の4ページをご覧ください。

こちらは施設の完成予想図でございます。写真の中央付近に見える建物が今回新設する破碎施設になります。

それでは、資料2にお戻りください。

次に処理能力でございますが、同社は許可の理由としまして、最終処分場に至るごみの減量及び資源のリサイクルの向上を図るためにとしまして、新たな破碎施設を設置するとともに、施設の稼働時間を延長することを計画してございます。現在の破碎機が1日当たりの処理能力が破碎の廃プラスチックのものが4.69tとなってございました。それを今回許可の対象となる破碎機が1日当たりの処理能力、廃プラスチック類が383.65t、新規で木くず類が595.68tとなりまして、産業廃棄物処理施設の1日当たりの処理能力が政令に定める許可基準の処理能力を

超えるため、建築基準法上の第51条のただし書きの許可が必要となってございます。

次に5の搬出入の車両の台数でございます。現在の搬出入の車両台数は通常時で5台、繁忙期でも7台という状況でございました。今回の申請では、搬入における車両台数が通常時で30台、繁忙期で37台、搬出における車両台数は通常時で10台、繁忙期で13台となってございます。

環境保全対策といたしましては、周辺の生活環境への影響を最大限低減するため、破碎機を屋内に設置して、破碎機の破碎するときには散水を行うと、騒音・振動・粉じんにつきましては、対策を講ずることとしてございます。

なお事業者が行いました産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、生活環境影響調査の結果によりますと、今回の施設の稼働に伴う周辺地域への生活環境に及ぼす影響は少ないと予測されてございます。

最後に6の今後の予定でございますが、令和7年12月に東京都の都市計画審議会に付議する予定でございます。工事着手につきましては、令和8年2月の予定です。令和9年2月には施設の稼働予定となってございます。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からのご説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、挙手をお願いいたします。

●●委員、どうぞ。

○●●委員 説明をお聞きいたしまして、今回のこの申請があつた産業廃棄物の処理施設、産廃の施設に対して、敷地の位置が都市計画上、支障がないかどうかを判断することだと思いますが、この地域は新木場四丁目ということで、周辺の施設は工場や倉庫というような地域でありますので、地域的に特に問題・課題は発生しないのかなと思いますが、そうした観点で確認をさせていただきたいことは、まず建築基準法の51条のただし書きの許可についてでありますけれども、1日当たりの処理能力が基準を超えていくということでありますけれども、その基準値について伺いたいのと、生活環境調査の結果ですね、この調査結果にて影響が少ないということでありますけれども、具体的な数値などを伺ってみたいと思います。

○会長 建築課長、どうぞ。

○事務局（建築課長） 私のほうからは、いただいた質問のうち、まず51条のただし書きの許可についてご回答いたします。

建築基準法施行令130条の2の3では、産業廃棄物の種類ごとに施設の処理能力が規定されております。当該施設については、廃プラスチック類の破碎施設に該当することから、1日当たりの処理能力は6t以下と規定されております。

以上です。

○会長 都市計画課長、どうぞ。

○事務局（都市計画課長） 生活環境影響調査の結果でございますけれども、事業者からいただいたいる結果でございましたけれども、騒音につきましては、規制値が70デシベル、予測値が55デシベルという状況でございます。

振動につきましては規制値が65デシベルで、予測値が55デシベル。

アクションにつきましては、指数が10未満ということで問題ないということでございます。

粉じんにつきましても、周辺環境に影響を及ぼすおそれがないということで、事業者から伺ってございます。

以上です。

○会長 ●●委員、どうぞ。

○●●委員 ありがとうございました。

今後は、操業して、様々な課題が出るのか出ないのか、そういったところもしっかりと補足確認をできればなと思いますので、その点よろしくお願いをいたします。

せっかくですので、災害時の廃棄物の処理の対応についてちょっとお聞きしておこうかなと思いますけれども。

災害が発生した後のことになりますけれども、復旧を進めていく上で直面する大きな課題としては、災害廃棄物の処理ということがこここのところ話題になっております。今回申請をされております株式会社春江さんにおいても、処理能力を大幅に増強するということならば、この施設も災害時に区内の災害廃棄物を処理していただけるような、そういった協定の話になりますけれども、結んでいるのかということをお聞きしたいと思います。

○会長 清掃リサイクル課長、お願いします。

○事務局（清掃リサイクル課長） 災害廃棄物処理についてということでござりますけれども、本区におきましては、災害廃棄物につきましては災害廃棄物の処理計画というものを策定してございまして、その中では関係する団体等とも連携しながら処理を進めていくということで、そういった中で民間の団体様方とも幾つか協定も結ばせていただいているという状況でございます。今回の当該事業者様と

直接区が協定を結んでいるということではないんですけども、例えば特別区とか清掃一部事務組合とかと、災害廃棄物の収集・運搬、あるいは処理・処分について協定を結んでいる団体の中に東京廃棄物事業協同組合ですか、あるいは、東京都産業資源循環協会といった団体がございまして、当該事業者さんはそちらの会員になっていらっしゃると承知してございます。

そういうことで団体を通じて、そういった災害廃棄物の処理についても一定の寄与するような部分があるのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○会長 ●●委員、どうぞ。

○●●委員 本区に申請されて、設置されているせっかくの施設ですから、いろいろなことを想定して、万が一に備えて、細かい部分を詰めていって、検討、あるいは対策をつくっていただければなと要望いたします。

以上です。

○会長 ほかにご意見。

どうぞ、●●委員。

○●●委員 近隣説明会について2点伺います。

まず1点目が近隣説明会の対象地域、これどのような範囲で実施されたのかを伺います。

2点目に近隣説明会の状況として、日時とか会場、あと参加の人数、反対意見などなかったのか、またどんな意見があったのか伺います。

○会長 都市計画課長、どうぞ。

○事務局（都市計画課長） 近隣の説明につきましては、対象範囲の考え方として、区としては過去に実施しました近隣の51条の案件につきまして、敷地の境界から200メーター範囲内での対象地域としまして、事業者に指示をしてございます。

それと近隣説明会の状況でございますけれども、開催は令和7年2月25日の午後に行いまして、会場は自社の施設がございます新木場二丁目の大会議室とのことでございました。

参加の人数につきましては8名ということで、特段の反対意見はなかったと事業者から聞いてございます。

参加者からの主な意見としましては、害虫に関する意見がございましたということで、ペットボトルなどは取り扱うことがある場合、産業廃棄物の状況で長期間保存すると、虫だとかネズミが発生するのではないかというような意見があった

というふうに事業者が言ってございまして、回答としては、受け入れたペットボトルというのは基本的には当日処理をしますよと。それと害虫につきましては、害虫の駆除剤を設置するだとか、構内の清潔に保つなどの運用をしていくと事業者は答えたということでございました。

以上です。

○会長 ●●委員、どうぞ。

○●●委員 ありがとうございます。

業者による対応につきましては、一定の理解が得られたと評価しております。地域環境とか生活環境の影響に関する住民の関心は非常に高い分野でございますので、今後とも区としても、例えば説明会を平日の午後だけではなくて、夜間にやるとか、土日にやるとか、そのような工夫についても妥当性を確認するなど要望いたします。

以上です。

○会長 ●●委員、どうぞ。

○●●委員 よろしくお願ひします。

私からは搬出入車両台数について伺いたいと思います。以前は5台だったと。今回30台ぐらい増えるということなんですが、この車の状況ですね、周辺の交通状況に何か影響はないのかということがまず1点。

それで2点目なんですが、先ほどのご説明の中で、今回新設の建物があって、環境への影響は最小限にとどまっているという状況だとご説明いただきましたけども、そのときにそういう環境への対策を講ずると言うんですけども、どのように対策を講じていくのか、2点伺いたいと思います。

○会長 都市計画課長、どうぞ。

○事務局（都市計画課長） まず交通への影響でございますけれども、車両台数につきましては、先ほどご説明したように、通常時、現在5台で、繁忙期で7台という状況でございます。今回の計画では、通常時30台と繁忙期で37台ということで5倍には増えるんですけども、事業者からの資料と交通量の状況を確認すると、微細なものでございまして、特段周辺の施設、それと交通渋滞を引き起こすような影響があるような状況ではないと聞いてございます。

以上です。

○会長 環境保全課長、どうぞ。

○事務局（環境保全課長） 私からは、環境への対策についてご説明をさせていただきます。

騒音・振動・悪臭について事業者から具体的な方策が示されておりまして、騒音に関しましては、まずは破碎施設を今回設けるんですけども、それを屋内に設置するということで、まずはその騒音対策を講じますというところ。さらに稼働する重機、こちらについては低騒音型を使いますというようなところ、さらに運用については急加速や急発進、アイドリングや空ぶかし、こういったことを場内では行わないというところで、走行に関する騒音、こういったことも低減していくということを聞いております。

振動に関しましては、揺れが来ないように建物内には土間コンクリート、厚さ200ミリのものを施工しまして、そこの上に設置をするということで振動対策を講じるという報告を受けております。

また悪臭に関しましては、処理前の産業廃棄物、これは全て建物内に保管をすることで外部への悪臭の漏出を防止すること、またその破碎作業も同様に屋内で行うというところでございます。併せて定期清掃をきちんとやり、場内を清潔に保つということも申し述べられているという状況でございます。

以上です。

○会長 よろしいですか。

ほかに。

どうぞ、●●委員。

○●●委員 私からは2点ぐらいお伺いしたいんですけども、こちらの、今回工場配置図のところを見て、赤い部分のところで新設されることではあるんですけども、これはやはり廃プラスチックとか木くずとかの需要がとても増えたので、そういう理由でこの施設の新設に至ったというような民間事業者さんのことなのでその判断ではありますけども、そういう需要が増えてからの新設ということなのかというのが一つと。

あともう一つが、やはり環境の影響というのは、とても心配をしているところなんですけども、もちろんその住宅地ではないので、直接の影響とかというのではないのかもしれないんですけども、令和9年2月に稼働してからも環境の影響というのは、行政のほうで調査とかしたりはするのでしょうか。お伺いいたします。

○会長 都市計画課長、どうぞ。

○事務局（都市計画課長） 私のほうからは、需要の状況ということでございますけども、事業者からは、事業者が提携してございます下請さん等から増強してほしいという状況がございまして、今回破碎機、それと選別機だとか稼働時間を拡大して、その需要に対応していくという状況でお話を聞いてございます。

以上です。

○会長 もう一点は。

環境保全課長、どうぞ。

○事務局（環境保全課長） 本格稼働後のチェックに関しましては、産業廃棄物施設としてのチェックに関しては、東京都のほうが行うことになるんですけれども、今回中で動かす機械に関する騒音等に関しては、定期的にこちらのほうでチェックをするということは行いませんけれども、何か問題があったときには基準に照らし合わせて対応していくと、そのような対応になってくるということございます。

○会長 ●●委員、どうぞ。

○●●委員 ありがとうございました。よく分かりました。

では、今回の許可についてということというのは、こちらの審議会での意見というのを、先ほど交通量の心配とか環境の影響の心配とかというのを東京都のほうに伝えて、それを東京都として配慮しながら、今後の建設に向けてということになるという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○会長 都市計画課長、どうぞ。

○事務局（都市計画課長） さようございます。

以上です。

○会長 よろしいですか。

ほかにご意見、ご質問ございますか。

はい、どうぞ、●●委員。

○●●委員 ●●でございます。このまま続けても大丈夫ですか。

○会長 どうぞ。

○●●委員 質疑にありましたように都市計画としては、産業廃棄物による環境汚染低減、周辺地域環境への配慮は大事な論点です。加えてもう一つ、いかに廃棄物を資源としてリサイクルをしていくか。リサイクル資源として活用という点、都市計画審議会直接の論点ではありませんが、区も一緒になって、できるだけ廃棄物を資源として活用していくという、一緒に企業と連携していくという意義はあると思います。

何でこんなことを申し上げるかというと、廃プラスチックと木くずは本来は別々に処理したほうがリサイクル資源として取り出しやすい。参考の配置図を見ると、二軸破壊機に入れるラインとそれから、直接工場の「工」のところから流す部分と、二つのラインに分かれており、同一工場で別々の工程で再資源化が可能となってい

るよう思います。恐らくこの事業者は、江東区内に四つの事業所をお持ちで、様々な企業の工夫もされている。これから時代、廃棄物、特に木くずは資源として活用できるような、何かそういった方向性を、引き続き区もいろいろ相談に乗りながら進めていっていただけるとよろしいのではないかと思いました。

すみません。ちょっと感想というか、意見でございます。

○会長 意見ということでよろしいですか。

はい、ありがとうございました。

ほかにご意見。

●●委員、どうぞ。

○●●委員 ●●でございます。

今の環境について関連して、環境影響についてはいろいろ影響がない、あるいは今後も注意していただけるということで結構かと思います。

江東区の景観に関わっている1人として、この諮問に対しても結構だと思うんですけども、景観に関わっている問題として4ページを見てしまうと、どうしても気になることがあります。ここは工専であり、人ももちろん住んでないし、あんまり人が行き来するという状況ではないと思うんですが。推測で物を申して申し訳ないんですけど、どちらかというと、工専というと暗いイメージで出ますけども、この事業さんは、花木を植えてくれたりなんかいろいろ配慮されているのかなって想像していますけど、できればこの事業者さんに、このフェンスの色とか、フェンスと植栽の位置関係とかですね、できればそういうところへの配慮をしていただきたいと思います。これは江東区の景観に関わる、会議体に関わる案件ではないので、言うチャンスがないですが、たまたま今回拝見し、都市計画課のほうはもちろん景観も関わっている、所管をされているので、この事業者さんともし接触する機会があったら、ぜひそういうことをお願いしていただければ幸いと存じます。

以上です。

○会長 ご意見とお願いということでよろしいですね。

はい、ありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問はございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○会長 それでは、ご意見等も出尽くしたようでございますので、委員の皆様にお諮りをいたしたいと思います。

本案については、妥当である旨答申したいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。

ご異議がございませんので、全員賛成と認めたいと思います。

よって本案は、妥当であるとし、その旨答申することといたします。なお、区長宛答申文案につきましては、本職にご一任いただきたいと存じます。

◎その他

○会長 本日予定していました案件は全て終了いたしました。

その他、何かございますでしょうか。

○事務局 事務局よりご連絡でございます。

次回の開催日程につきましては未定でございまして、決まり次第通知にてご案内をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○会長 ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○会長 ありがとうございます。

以上をもちまして、第158回江東区都市計画審議会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

午後2時48分 閉会